

## 第2回三島市新規最終処分場候補地選定委員会会議録

### 1. 日時

平成31年4月23日(火) 午後1時30分から午後3時20分まで

### 2. 場所

三島市役所本館2階 第2会議室

### 3. 出席者

【委員】：内田委員、大村委員、尾友委員、土居委員、濱田委員、山下委員、  
渡邊委員

※五十音順 委員7名中7名が出席であるため、委員会成立

【事務局】：佐野環境市民部長

廃棄物対策課：橋本課長、鈴木室長、松下課長補佐、仲田副主任

【受託者】：日本工営(株) 庄司、土村

### 4. 会議の公開・非公開の別

公開

### 5. 傍聴人

3名

### 6. 開会

事務局：開会宣言。

### 7. 事務局職員の紹介

4月の人事異動により変更となった職員の自己紹介を行った。

### 8. 座長挨拶

こんにちは。本日は前回、市長より諮問をいただいた、新規最終処分場の候補地選定について、基本方針、2地区の概況・立地条件、2地区の比較評価などについて説明があるかと思えます。委員の皆様には、率直な意見をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

### 9. 議題

(1) 第1回委員会後に寄せられた意見と質問について

<事務局説明>

第1回委員会後に寄せられた意見と質問を【資料1】を用いて説明。また、【資料2】を用いて三島市新規最終処分場候補地選定の経緯を説明。

<質疑応答>

座長：はい、ご説明ありがとうございました。今、説明された点についてご質問・意見お聞きしたいと思います。まあ、これの詳細については後程、出てくるわけですが、なにかありますでしょうか。

委員：前回の委員会ではなぜ、外れたのか知りたいということでしたが、左側の除外理由で書かれているのは、これはわかりにくいので、もう少しわかりやすくしてほしい。また、右側の3つの基本方針と、この左側の除外理由とで、直接結び付くものがありますし、結び付かないものもありますよね。何が言いたいかという、あとでこの資料をみて、この会議で議論して、納得するのは除外理由のほうであって、この3つの基本方針の○とか△とかはこれから議論することであって、この段階の資料としてはこの時レベルでとどめたほうがいいのではないかと思います。いま、この資料には次のステップを盛り込まなくてよい。あと、この「区域内に赤道が存在し利用されている」とあるが、これは、それだけでなく、理由をはっきり書いたほうがよい。

事務局：わかりました。対応します。

座長：「市民農園考慮。」とあるが、なぜ市民農園を考慮しなければならないのか、どういう理由で、という部分が明確じゃない。しっかり明確にしてもらいたい。はい、他にご意見はありますか。なければ次に移ります。

(2) 新規最終処分場候補地選定について

<受託者説明>

これまでの調査結果についてパワーポイントを用いて説明。

<質疑応答>

座長：ご説明ありがとうございました。まず、処分場をやっている人ならわかるが、わからない人もいらっしゃるので、全般的にわからないことをご説明しながら質問を皆様から受けたいと思います。質疑応答ということで皆様、質問はいかがでしょうか。

委員：初歩的な質問ですが、その埋立地の土地はだれのものでしょうか。地主さんはいらっしゃいますよね。徳倉地区とか賀茂之洞地区は、とりあえず決まったら購入するのでしょうか。

座 長：土地はだれのものなのか、私有地ではないのかという質問がありました  
がいかがでしょうか。

事務局：三島市の土地もあります。個人の土地もあります。決まりましたら、個人の方にお話しをさせてもらいます。

委 員：でも大体、土地の単価はいくらくらいとか決まっているんじゃないでしょうか。

座 長：要するに、そういうこと関係なしに、処分場をどこに持って行っていいか、それから考える話なんですけども。要するに、決まってから土地は手当をすると。

事務局：両方とも、市街化調整区域ですので、感覚的には単価は、変わらないと思う。今後調べていきたいと思います。

委 員：資料に参考程度に、土地の買収金額などを書いたらいいのではないのでしょうか。調べたらわかるはずなので。個人名を出す必要は全くないので。

座 長：要するに、今回言われているのは、絞り込んだ2つの候補地の中でどちらがいいかを定めることなのですが、私も不可解に思うのは、どちらも土地代が何も書かれていないのはおかしい。

事務局：次回の委員会で候補地の土地購入費を参考資料として提出します。

委 員：あの、両方とも拡張が困難だということですね。その全体で、2つの候補地に絞る前に、拡張ができるよというのがあれば教えてほしい。全部、拡張ができなかったということなのか。

座 長：10か所の候補地から2か所に絞るときに、そういう考慮がされていたのか、もしくはその考慮した結果は出ているのかということですね。ご回答は事務局のほうですね。まあ、10から2に絞ったところに関しての経緯をここで問う気はないのですが、この報告のところで拡張ができない、と言っていることは、じゃあその前のところで拡張ができたかどうか、どう考えているかの説明がないので、回答は必要だと思いますね。今回だめだったら、次回でも回答すべきだと思いますね。

事務局：次回、説明いたします。

委 員：感覚的に言いますが、候補地による、という前に物理的とか法律的にだめであれば、拡張できても意味ないですよ。例えば、一般的に法律基準を守っていればいいのですが、農業用水とかにつかわれるとまた別物になりますよね。何が言いたいかっていうと、3つの方針以前でクリアになっている問題とそうでない問題があるのであれば、そこは整理して書いていただきたい。法律でできない問題はできないですから。あの、国立公園の中に処分場をつくらうとしても中々、実際にはできないですから。そういうレベルの問題なのか、ある程度具体化して整理できるのか、ちよっ

と色分けをするか差をつけていただきたい。

座長：あの、10から2に絞った段階で十分知りたいということが今あることであって、ここで公共水域の放流というのができるというなかで、徳倉の場合はそれが無い、というのでなぜ選んだのか、それはすべての判断の中で総合的に判断してそうなのですが、じゃあその説明に納得できるかということに疑問を持っているからいろいろとお聞きになっているわけですよ。それから15年の計画でやるなかで、ここで書いてある言葉でより長期間利用できる候補地の選定って、この日本語はどういうことを言っているのかということとかね。なんか非常に矛盾のある説明であってね。補助金をもらって、15年しか埋立できないともありますが、それは15年が長いのか、それとも15年よりも長く利用できるのか。

受託者：資料中の言葉の使い方に至らない点がありまして申し訳ありませんでした。ここで想定していた「長期間利用可能」というのは、候補地として短期的に次期埋立処分場としての15年間分だけでなく、その後の15年間分の埋立地の容量も確保できるのであれば長期計画として検討できないか、という意図でした。基本方針の説明にも記載していますが、処分場の候補地を確保するのは困難な作業でして、将来的にそのような作業を減らすことができるのであれば、候補地として優位になるものと考えました。実際他の地域では、事前に将来分の土地を含めて計画を行い、1期分が埋め立て終わったら次の埋立地を利用するといった事例はあります。

委員：行政的な手続き論の話として、将来的な拡張を想定した土地が確保されているのであれば、事前の環境アセスが一度で済むなどのメリットがある。処分場がいろいろな場所に移るのであれば、そのたびに環境アセスを行わなければならない。

委員：今回の候補地は15年以上使えるということによいのですか。15年しか使えないのであれば、また新しい処分場の候補地を探さなくてはいけない。

受託者：今回の候補地では15年分の容量を確保するのが精一杯であり、15年を超えて利用することは難しい。

委員：いま、三島市で1号、2号、3号と埋まって行って新しいところを探そうとしていますが、本来はもっと先を見る必要がありますよね。何か埋立後の利用で考えていることはありますか。今後、その跡地はどうなるのですか。

事務局：跡地の利用については今後の検討課題とさせていただきます。

委員：説明資料に文化財のことがあるが、大丈夫なのでしょうか。

受託者：文化財については両候補地ともに文化財登録されている遺跡が確認されています。一方でこれらは事前の手続きを踏むことによって工事を行うことが可能なものとなっています。

委員：3つ質問があります。1つ目は、処分場の埋立容量のところ、過去5か年の埋立実績から算出しているとあるが、三島市では人口減少があるというのを言っていたので、それでやるのは荒っぽいのではないか。2つ目は、水処理施設は処理能力的に大丈夫かということ。3つ目は動植物に対しての対策です。植物は移植できるというのがわかるのですが、動物はどうなるんですか？

受託者：まず1つ目の埋立容量についてですが、ご指摘の通り、将来人口が減少する見通しの中、過去5か年の実績から埋立容量を算出すると過大な容量となります。ですが、今回の委員会で諮られているのは2つの候補地のうちどちらを選ぶかということですので、現時点では概算の容量として安全側に整理を行っています。埋立容量については、今後、候補地が定まった後に行われる最終処分場の基本計画・基本設計において精査を行うこととなります。次に2つ目の水処理施設の能力についてですが、現在処理を行っている既存の埋立地から排出される浸出水の水質はかなりきれいな水質となっており、直接、下水道へ放流することができるほどとなっています。こちらは水質のデータを基に三島市の下水道課様と協議させていただきまして確認を行っております。ですので、賀茂之洞地区の候補地では、既存の埋立地から排出される浸出水については、施設を改造して直接下水道へ放流することとし、新たに建設される処分場から排出される浸出水を既存の水処理施設にて処理を行う計画としています。3つ目の動物に対しての対策ですが、発見される動物によって対応が違ってくるので明確なことは言えませんが、植物と同様に同じような環境へ移すなどの対応がとられることもあります。また、処分場に限らず他の開発事業でも同様な問題は起こり得まして、その中でも動植物の保全については検討されてきていますので、今回も候補地で貴重種が発見されれば同じように対応することは可能と考えています。

委員：そもそも処分場容量の話ですが、覆土のやり方など埋立方法を工夫等することによって、容量を多少小さくすることは出来ると思います。その一方で、長期の利用を考えた場合に現在の計画容量を小さくする必要はないのではないかと思います。処分場の拡張の方法としても平面的に広げるだけではなくて、嵩上げすることによる拡張の方法というのもありますので。

また、資料の書き方の問題になるのですが、17ページのスライドには、

「排水処理に手間を要する」とありますよね。これは、湧水は排水処理ということにならないので、湧水処理という表現になるのではないのでしょうか。こういう細かい点も市民の方は気になるポイントだと思います。

事務局：排水処理の記載について修正します。

座長：不透明さを出さないことも重要です。そもそも遮水シートと言われても一般の市民にはわからないし、処分場の構造にしたって既存の処分場と同じオープン型の他にも屋根付きの処分場もある。最終処分場に詳しい人には必要ないかもしれないが、単語を知らない市民もいるので、もっと市民の方にもわかりやすく伝えてほしい。

委員：それと気になったのですが、20ページのスライドで、徳倉は、下水道の放流がなしになって、コストが0円になっているんですが、正確にはゼロでないですよね。実際の処分場の整備事業には含まれないかもしれませんが、付帯的な事業というのが発生してくる可能性がある。他にも公共水域に流す過程でコストはかかっているはずですよ。そういった情報もしっかり書く必要があるかと思います。

委員：それともう一点。これは前に聞いたかもしれませんが、水処理施設の運営管理費の大規模改修に水処理施設の改修で金額に差をつけるのはおかしい。既存の施設を改造するのと新設するのであればイニシャルコストに差があるのはわかるが、その後の更新費用は基本的に差がないのではないかと。

受託者：既存の水処理施設の建設費等から更新費用については算定していますが、内容について精査します。

座長：はい、それでは他に質問や意見等はないでしょうか。皆さんには、候補地を2から1にするときに、頭の中でしっかり情報整理をしてほしいと思っています。それで他の残った候補地は次の、その先の処分場の候補地になりうるのか、ということも考えなければなりませんので。それでしたら他に、ご意見・ご質問はないようですので、本日の議題は終了とさせていただきます。

## 10. 閉会

事務局：本日の議題に対するご意見や改めてお気づきの点等があった場合は、「意見等連絡票」に記入し、5月10日（金）までに事務局へFAXまたは電子メール等にて送付いただきたい。又、次回第3回選定委員会の開催は7月5日（金）の13時30分からで、会場は、本日と同じこの会議室を予定していますが、詳細については、開催日の2週間前を目安に通知させていただきます。